

とううん

NO. 42 2022年 10月 22日
J R 東海 労 東京 運輸 所 分会
責任者 廣瀬 哲也
編集 教 宣 部

年休裁判は今こうなっている 26

2017年11月28日年休裁判提訴して5年！
2022年9月29日最終意見陳述！年休裁判結審！
2023年3月16日判決！

年休裁判を通して、改めて本来の年休とは何かを学ぶことができました。

日々の労働で蓄積された疲労を癒し、人間が人間としての存在を取り戻すために必要なことです。「人間として生きる時間」「私生活の尊重」です。

年休裁判の闘いによって、大きな成果を勝ち取りました。

本件期間（2017～2018年）当時の勤務発表は、前月25日時点では、予備担当乗務員の勤務指定表は空白でした。しかし、交番担当乗務員、予備担当乗務員共に年休及び行路が発表になりました。年休取得の可否は、毎月25日の勤務指定でわかるようになったのです。

会社証人尋問で驚かされたこと

勤務作成者が、勤務5日前でないと、年休が取得できたのか、勤務が指定されるのかわからないにもかかわらず、生活設計上なんら問題がないと言っていること。

家族旅行、友人との旅行、冠婚葬祭、学校の行事、町内会の行事参加等な連絡ができなく、多くの関係者に迷惑をかけてしまいます。旅行等に家族、友人が休みを事前に合わせてくれたとしても、旅行当日に参加できるか直前までわからないのです。そのため、旅行先のホテルの確保、旅行計画も確定できません。何よりも直前だと、飛行機等の交通機関の費用が割引が無く大変高い費用になるのです。

明らかに、生活設計に支障があるのです。それなのに会社証人は、生活設計に問題がないと言いきれるのか驚かされます。

年休制度によって保証されるべき権利、利益の侵害、債務不履行責任を問うもの

年休の時季指定から25日間以上にわたって、年休取得の可否が分からないこと。

年休の取得を機械的に当てはめ、時季指定について「事業の正常な運営を妨げる」事由の具体的理由を明らかにしないこと。

年休取得させるべき配慮がされていないこと。

年休が失効していること。

会社は、利益優先、運行優先のため年休権に関する無理解、年休権の本旨の無視、労働者の権利を遵守する姿勢がありません。

会社の目的は、ただ、新幹線の運行を最優先するだけものです。労働者の年休権を守れ！

関西の仲間も年休裁判で提訴しています。12月27日証人尋問 共に闘う！